発行日：令和２年６月 27 日　発行元：日本維新の会

機関紙 日本維新 号外

日本維新の会
連絡先：ミノベテルオ事務所
大阪市北区天満 1-6-6
井上ビル ３階

ご挨拶・ご報告

前回の衆議院選挙では 72,446 票（惜敗率：90.46%）を頂きましたが力不足であと一歩及ばず、この約２年半、在野で活動を続けておりました。その間に皆さまよりたくさんの要望を頂いておりました。

４月１日、近畿ブロック選出衆議院議員：谷畑孝先生がご病気のため辞任されたことに伴いまして、次点のミノベテルオが近畿ブロック比例で繰り上げ当選することとなり、４月 16 日に当選証書を受け取りました。谷畑先生の１日も早いご回復をお祈り致します。

所属委員会は財務金融委員会でした。
このコロナ禍で政府にしっかりとぶつけて参りました。また、皆さまの立場に立ち、維新の精神に則って、しっかり議論・論戦を行いました。下記ご覧下さい。



財務金融委員会にて 4/28 初質疑・5/12 麻生大臣に質問、6/9 金融機能強化法について質疑



所属委員会は財務金融委員会となりました。4/28 には初めてとなる質疑を行い、
①新型コロナウィルス対策に関する、固定資産税減免に係る質疑と②認可外の企業主導型保育所に対する公平な支援の検討を要請致しました。
①の固定資産税減免の制度に関しては限定的な運用になることが見込まれ、この政府案では事業者全てに行きわたらないことを指摘、更なる支援の一つとして、家賃支援を行うよう要請しました。

②の保育所支援に関しましては、検討する旨内閣府より回答頂き、関係省庁にて検討頂いた結果、認可保育所に通う家庭のお子様と、認可外の保育所に通う家庭のお子様との間で差が出ないよう公平に国の支援が得られるようになりました。

5/12 の財務金融委員会では、今般の新型コロナウィルス感染拡大による日本経済の悪化に対しての認識を問うとともに、日本維新の会代表の松井一郎の提言でもある、『全ての品目で軽減税率を適用し 8%にする』という景気刺激策を『政治判断』で取れないのか、と質疑致しました。



昨年 10 月から消費税が 10%となりましたが、それ以前に消費税増税を見送る・見送らないとの議論が出た際、安倍総理からはリーマンショック級の経済危機が起きれば見直す可能性に言及していたことを指摘したものです。
消費税に関して軽減税率を使って実質 8%(予算 4.6 兆円程度)にする政治判断を是非成し遂げて頂きたいと２度にわたり申し上げましたが、副総理でもある麻生財務大臣の回答は、消費税を今の段階で引き下げるというようなことは考えていないとの非常に残念な回答でした。
6/9 の財務金融委員会では、金融機能強化法の一部改正案に関して質疑しました。期限延長、予算額の増額、条件緩和（コロナ対策という名目で使い勝手のいいようにと経営責任を問わない、返済期限も設けない等）を行うものです。
この一部改正法案では、公的資金注入を受けた金融機関が国の影響力を強く受けてしまうことで、天下りの温床になるのではないかと危惧されます。実際、答弁の中で、２００４年法律施行以降で金融庁だけでも 17 団体中、少なくとも７名が天下りをしている実態が判明しました。他の省庁や地方公務員に関しては明らかになりませんでしたので、相当数が天下っている可能性があるとも思われます。懸念を麻生大臣に申し伝え、そのようなことがないようしっかり監督する、との回答を得ました。



6/10　衆議院本会議『第２次補正予算』賛成討論にて初登壇

与党と日本維新の会は、現金給付を速やかに行うために、また、今回のような給付金の事務委託での税金の無駄遣いが起こらないようにするためにも、マイナンバーと預貯金口座を紐づけるマイナンバー法改正を含む『緊急時給付迅速化法案』を提出、今後マイナンバーの利活用を推進するよう要請しました。また、日本維新の会は地方分権を一貫して主張してまいりましたが、今回の新型コロナ拡大で、不十分な地方分権による不具合が生じていることを指摘、改めて地方への権限と財源の移譲を訴えました。



衆議院議員 美延（ミノベ） 映夫（テルオ） プロフィール

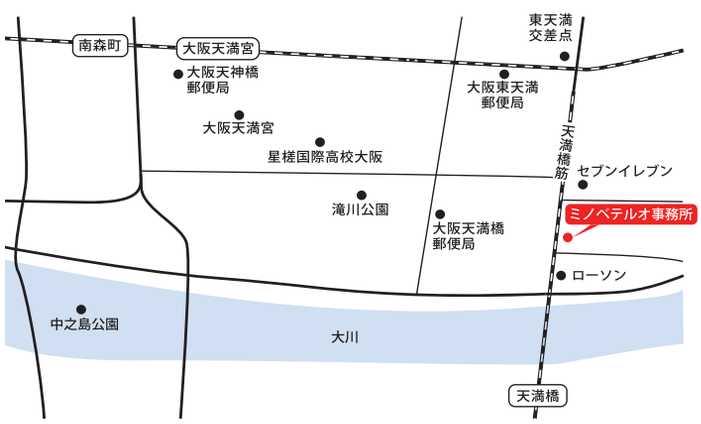
1961 年 (昭和 36 年)5 月 23 日大阪生まれ
愛の恵幼稚園・豊仁小学校卒業・豊崎中学校卒業。
清風高等学校卒業・神戸学院大学 法学部卒業。
15 年余のサラリーマン生活を経て、
平成 15 年４月大阪市会議員に初当選。
令和２年４月 16 日衆議院比例代表近畿ブロックにて繰り上げ当選。財務金融委員就任。



事務所移転のお知らせ

〒530-0043 大阪市北区天満 1-6-6 井上ビル３階
TEL:06-6351-1258





パッとスグにわかる！

新型コロナウイルス対策にかかる 給付金・助成金・貸付・キャンペーンについて

＼※2020年6月22日現在の情報です。／

※新型コロナウイルス感染の状況によりキャンペーン期間を変更する場合あり

大阪府市 「大阪の人・関西の人いらっしゃい！」キャンペーン

※キャンペーン実施中何度でも利用可能です。

期間 令和2年6月19日(金)～7月31日(金)

※キャンペーン期間開始後、予約順にポイント付加手続きを行いますので、予算の上限に達した場合、期間中であってもキャンペーンは終了します。

対象 関西2府4県(大阪府・滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県)在住の方で、キャンペーン事務局から認証を受けた1泊7,000円(税抜)以上の特典付き宿泊割引プランを利用された方。

内容 1人1泊につき2,500円のキャッシュレスポイント(大阪いらっしゃいポイント)を還元します。

※1回につき2連泊までが還元対象となり、それ以上の泊数については還元対象とはなりません。還元ポイントは大阪滞在中にご利用下さい。

問合せ相談窓口
旅行者向けコールセンター
06-7167-6921
(平日10時～18時)

国 Go To キャンペーン

① Go To Travel 旅行業者経由で、期間中の旅行商品を購入した消費者に対し、代金の1/2相当(割引とクーポン)を補助。※最大1人あたり2万円分/泊　泊数制限なし　※8月上旬～来春を予定

② Go To Eat オンライン飲食予約サイト経由で、期間中に飲食店を予約・来店した消費者に対し、飲食店で使えるポイント等を付与。(最大1人あたり1000円分)登録飲食店で使えるプレミアム付食事券(2割相当分の割引等)を発行。　※開始時期未定

③ Go To Event チケット会社経由で、期間中のイベント・エンターテイメントのチケットを購入した消費者に対し、割引・クーポン等を付与(2割相当分の割引等)　※9月上旬開始予定

事業主申請 家賃支援給付金 ※制度設計中

中堅企業、中小企業・小規模事業者・個人事業主であり、5月～12月において下記のいずれかに該当する者に給付金を支給。

①いずれか1ヶ月の売上高が前年比で50%以上減少。

②連続する3ヶ月の売上高前年同期比で30%以上減少。

【給付額】申請時の直近の支払家賃(月額)に基づき算出される給付額(月額)の6倍(6カ月分)を支給。

※法人の場合：上限額100万円×6ヶ月(～75万円は給付率2/3・75万円～給付率1/3) 個人事業主の場合：上限額50万円×6ヶ月(～37.5万円は給付率2/3・37.5万円～給付率1/3)

個人申請 生活支援について

			問合せ相談窓口
休業・失業等で家計が維持できない	貸与 緊急小口資金(特例)	貸付上限 10万円(特別な場合は20万円) 据置期間 1年以内　償還期間 2年以内	大阪市各区社協事務局(窓口は区役所等)
休業・離職等で勤務できず家賃が払えない	給付 住宅確保給付金	住宅確保給付金:上限5万2000円 支給期間:原則3ヶ月	各区区役所(生活困窮者自立支援事業窓口)

事業主申請 休業補償について

会社の休業・時短により従業員に休業手当を支払いたい	助成 雇用調整助成金(コロナ特例措置)	休業等助成一人一日上限15,000円 ※助成率が条件により変更されていますのでHPをご確認下さい	雇用調整助成金 0120-60-3999 9時～21時(土日祝も含む)
休業要請が出たので休業した	助成 感染拡大防止のための休業要請支援金	・4月の売上が前年同月比50%以上減少 ・休業要請対象業種の中小企業100万円 個人事業者(フリーランス)50万円	休業要請支援金相談コールセンター 06-6210-9525

事業主申請 資金繰りについて

資金繰りのため融資を受けたい	融資 新型コロナウイルス感染症特別貸付①	直近1ヶ月売上5%減等が条件 融資限度額:中小企業事業3億、国民生活事業6,000万(無担保) 貸付期間:設備20年以内・運転15年以内(据置5年以内) 利子:後日制度構築により3年間実質無利子(予定)	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505
	融資 新型コロナウイルス感染症特別貸付②	直近1ヶ月売上5%減等が条件 貸付期間:設備20年以内・運転15年以内(据置5年以内) 利子:後日制度構築により3年間実質無利子(予定)	商工組合中央金庫相談窓口 0120-542-711
	融資 保証付き融資 通常融資と別枠で信用保証協会が信用保証を行います セーフティネット保証付き融資:4号・5号・危機関連保証の認定を受けて下さい。4号:100%保証(直近前年比:売上20%減等) 5号:80%保証(直近前年比:売上5%減等) 危機関連保証付き融資:危機関連保証の認定を受けてください 業種・地域を問わず100%保証(直近前年同月比15%減等)		経済戦略局 産業振興部企業支援課 (大阪産業創造館2階) 06-6264-9844
事業継続のための給付金が欲しい	給付 持続化給付金	売上が前年同月比50%以上減 法人:200万円上限、個人事業100万円上限	中小企業金融・給付金相談窓口 0570-783183
個人/事業主申請 納税について 納税できない	猶予 1年間の納税猶予(予定)	条件:収入が前年同期比概ね20%以上減 対象:法人税・消費税・固定資産税など 基本的にすべての税	財務省/総務省